

四日市市告示第 4 2 3 号

四日市市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 2 3 日

四日市市長 森 智 広

四日市市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱（平成 1 5 年四日市市告示第 2 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 号様式を次のように改める。

（表面）

訪問介護利用者負担額減額認定証 (法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担額軽減措置)									
交付年月日									
負担者番号									
受給者番号									
受給者	住所								
	フリカゝナ								
	氏名								
	生年月日								
介護保険被保険者番号									
適用年月日									
有効期限									
減額内容 (給付率)									
発行機関名 及び印		四 日 市 市 印							

（裏面）

注 意 事 項
一 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者に提出してください。
二 対象となるサービスは、訪問介護、介護予防訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）です。
三 前記のサービスを受けるときに支払う金額は、介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。
四 被保険者の資格がなくなったとき、減額の認定の条件に該当しなくなったとき、減額の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
五 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内にこの証を添えて、市にその旨を届け出てください。
六 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けます。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に交付している改正前の四日市市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱の規定に基づく確認証は、この要綱による改正後の四日市市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱の規定により交付されたものとみなす。

（健康福祉部介護保険課）